

男鹿市規則第 5 号

男鹿市消防団に関する規則の一部を改正する規則

男鹿市消防団に関する規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 1 5 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(階級及び定員)			(階級及び定員)		
第 3 条 条例第 3 条の 2 に規定する基本団員及び機能別団員の階級及び定員は、次のとおりとする。			第 3 条 条例第 3 条の 2 に規定する基本団員及び機能別団員の階級及び定員は、次のとおりとする。		
区分	階級	定員	区分	階級	定員
基本団員	団長	1人	基本団員	団長	1人
	副団長	3人		副団長	3人
	分団長	14人		分団長	14人
	副分団長	14人		副分団長	14人
	部長	34人		部長	34人
	班長	<u>48人</u>		班長	<u>83人</u>
基本団員及び機能別団員	団員	<u>706人</u>	基本団員及び機能別団員	団員	<u>671人</u>
2 (略)			2 (略)		
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に班長の階級にある消防団員は、この規則の施行の日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日の間に異動があるまでは従前の階級とし、この場合において、改正後の第 3 条第 1 項に規定する当該階級の定員を超えることができる。